

1 基本的な考え方

- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与え、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じたいじめも含む）であって、生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、人として絶対に許されない人権侵害であることから、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための基本方針を定め、いじめの防止等のための対策を総合的・効果的に推進する。
- いじめは、全ての児童に関する問題であり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするために、いじめを生まない、許さない学校づくりをする。
- いじめを受けた児童を守り通し、いじめた児童への指導等を徹底する。また、児童のいじめ解決に向けた行動を促すとともに、周囲の児童の主体的な行動に繋がる取組を支える。
- いじめ問題に適切に対応できるようにするため、教員が児童の小さな変化に気付くことのできる感受性といじめ問題への適切な指導力を高められる取組を行う。
- 地域・家庭・関係諸機関の連携の下、いじめの問題解決に取り組む。

2 未然防止のための取組

（1）児童への取組

- ・特別の教科道徳の授業や学級活動の充実、読書活動・体験活動等の推進などにより、いじめに向かわない態度や能力を育成する。
- ・年3回のふれあい月間では、児童がいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめを防止することの重要性に関する理解を深められるようにする。
- ・教育活動の様々な場面で、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認めることができる」ための人権教育に関する取組を充実させていく。

（2）保護者・地域への取組

- ・保護者や地域と連携したいじめ防止の取組に向け、セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等を活用した啓発活動等を推進する。また、地域巡り、個人面談などを通して家庭との緊密な連携と協力を図る。

（3）関係機関との取組

- ・定期的にいじめ等に関する関係機関・団体や学校外における児童の居場所となる「住吉会館ルピナス」や学童クラブ等と情報交換できる体制をつくり、協力関係を構築する。

3 早期発見のための取組

- 児童に対する定期的な質問紙によるアンケート調査（学期に1回）の実施や、教員と児童による2者面談の実施（学期に1回）、スクールカウンセラーによる5年生全員との面談（年1回）等による早期のいじめの実態把握及び児童がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- 「ふれあい月間」では「いじめ発見のチェックシート」を活用した児童の状況確認を行う。
- 担任による個人面談の他、保健室や相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等により相談体制を整備する。

4 早期対応のための取組

- いじめを発見した場合には、特定の教職員が一人で抱え込まず、“いじめ対応西東京の約束”を踏まえた対応を行う。また、市教育委員会へ報告するとともに、関係諸機関等と連携して対応する。
- 「学校いじめ防止対策委員会」（管理職・主幹教諭・該当学級担任・該当学年主任・生活指導主任・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラーで構成）を速やかに開催し、組織的対応を行う。
- いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 教育的な配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童への指導を行う。また、スクールカウンセラー等により、いじめを行う背景に何があるかを理解するための教育相談を行う。
- いじめられた児童の保護者及びいじめた児童の保護者に連絡するとともに、保護者への支援や助言を行う。
- 状況に応じて保護者会等を開催し、保護者等との情報共有ができる機会を設ける。
- 福祉機関や医療機関、警察との連携を取りつつ、状況に応じて「いじめ防止委員会」の招集をかける。

5 重大事態への対処

- 重大事態の発生が確認された時点で市教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と密接な連携・協力の下に対応する。また、数日以内に改めて重大事態発生の経緯について文章で報告する。
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施、または市教育委員会が行う調査への協力を行う。
- いじめに関する校内研修の中で、法に規定されている重大事態の定義とその対応について確認し、理解を深める。

6 組織的な対応の在り方

（１）組織的な指導体制

- ・生活指導部を中心として指導方針を統一し、教職員に対しての共通理解を図り、役割分担を行っていく。
- ・教育委員会や児童相談所などの関係諸機関との連携、被害児童の心のケアのために関係諸機関への連絡、加害児童に対しての継続的な観察と指導を組織的に行っていく。
- ・隔週の生活指導夕会や週３回の職員夕会等で、全教職員で情報を共有する。また、育成会・交通擁護員・連携中学校・近隣中学校・都立保谷高等学校等との協働体制により、全ての児童に声を掛ける地域の在り方を確立し、学校に情報が集まるようにする。

（２）相談体制

- ・対策委員【管理職、生活指導主任、養護教諭、学年主任、担任、スクールカウンセラー】の連携を密にし、被害児童の安全確保（登下校時、休み時間、清掃時間など）に努める。また、民生児童委員など地域関係者との連携を図る。

7 研修体制

- 生活指導部、人権教育担当教諭を中心に、人権課題「子供」に関わる研修や、いじめ防止等のための対策に関する伝達講習を計画・実施し、教職員の人権感覚を高めるとともに、いじめ防止への意識を高め、様々な機会を捉えて家庭・地域への啓発できる力を身に付ける。
- いじめに対しては軽微な段階でも見逃さない目と、初期対応を含めた指導力を、校内研修（年３回）を通して教職員一人一人が高めていく。